

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第580号)

平成21年3月6日

横 情 審 答 申 第 580 号

平 成 21 年 3 月 6 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年12月4日都鉄第636号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「東横線桜木町駅廃止に際し、覚書で地元と同意した条件「廃線敷を利用して
交通手段を整備する」を具体的に設計検討した文書」の非開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「東横線桜木町駅廃止に際し、覚書で地元と同意した条件「廃線敷を利用して交通手段を整備する」を具体的に設計検討した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「東横線桜木町駅廃止に際し、覚書で地元と同意した条件「廃線敷を利用して交通手段を整備する」を具体的に設計検討した文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年10月29日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) みなとみらい線建設に伴う、東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という。）東横線横浜駅から桜木町駅までの間の廃止により発生する諸問題を解決するため、昭和63年4月に、東急東横線沿線の野毛地区について、野毛地区街づくりを考える会（当時。現在の野毛地区街づくり会。以下「街づくり会」という。）、東急及び横浜市の三者で「みなとみらい21線及び地区振興に関する覚書」（以下「63年覚書」という。）及び「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」（以下「63年確認書」という。）を締結し、各種振興策を実施することになった。
- (2) 本件異議申立ての対象となっている「廃線敷を利用して交通手段を整備する」とは、日の出町から野毛地区を經由してみなとみらい21地区までを結ぶ新たな交通機関（中量輸送等）（以下「新たな交通機関」という。）の導入の具体化に時間を要する場合の暫定的な対応として、63年確認書に明記されたものである。
- (3) しかし、新たな交通機関の導入については、63年確認書において、みなとみらい21線開業以降（長期）の整備を目標とするとともに、63年覚書及び63年確認書の円滑な推進のために設置された野毛地区整備促進連絡協議会（以下「協議会」という。）での議論でも長期的課題として確認されていることから、「廃線敷を利用し

て交通手段を整備する」という事項については、63年確認書を締結した昭和63年4月から、63年確認書を変更した平成15年11月までの間、具体的な設計検討を進める段階には至っていなかった。さらに、63年確認書の変更（以下変更した「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」を「15年確認書」という。）以降については、項目自体が削除されたことから、検討を行っていない。

- (4) 平成15年2月（平成14年度）に、横浜市は廃線敷地の跡地利用として「自転車駐車場及び自転車歩行者専用道路」を整備するとの基本方針を立てた。その検討過程で、交通手段整備に関する事項を検討した可能性はあるものの、仮に検討に関して文書を作成したとしても、委託調査関係書類は保存期間が5年であるところ、文書が作成されたと考えられる平成14年度からすでに5年を経過しており、現在は関係する文書を保有していない。
- (5) よって、本件申立文書は、作成していないか、作成した場合においても保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 新たな交通機関については、平成2年1月22日開催の協議会で実現困難が指摘され、この条件は事実上消滅した。したがって、横浜市は代替条件である「廃線敷を利用して交通手段を整備する」を行うべきであるところ、15年確認書においてこの条件を削除してしまった。横浜市は廃線敷利用について具体的な設計検討を行っていないと主張するが、これは最後に残された廃線同意条件であり、横浜市にはこれを具体的に進行させる義務がある。
- (3) 横浜市は、仮に本件申立文書が存在していたとしても、保存期間である5年間を経過しており廃棄済みであると主張している。しかし、15年確認書において「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条項を削除したのは平成15年11月28日であるが、当該条項は不当に削除されたものであり、条項復活の可能性を含んでいる。ましてや、申立人が本件請求を行ったのは平成20年10月16日であり、当該条項を削除してから5年間を経過していないから、当然保存期間内である。また、横浜市都市計画の根幹に関わる文書が確認書改定と同時に廃棄されることはあり得ない。本件

申立文書は永年保存文書に相当するから、改めて検索し開示すべきである。

- (4) もし、横浜市が本件申立文書を作成していなかったとすれば、横浜市は廃線同意条件を実施する意思を当初から持たずに住民を欺いたこととなり、その行為は違法であるとともに63年確認書そのものが無効となる懸念がある。

5 審査会の判断

(1) みなとみらい線の整備及び野毛地区の地区振興について

ア みなとみらい線は、平成16年2月1日に営業が開始されたが、これに先立つ昭和62年3月31日付けで、横浜市と東横線を経営する東急との間で締結された覚書及びこれに基づく確認書により、みなとみらい線と東横線の相互直通運転に伴い、東横線の横浜駅から桜木町駅までの間は廃止することとされた。

イ 横浜市は、昭和63年4月2日、街づくり会及び東急との間で、みなとみらい線に係る諸問題、特に、みなとみらい線整備による野毛地区への影響を踏まえた地区振興のあり方について、野毛地区とみなとみらい21地区との一体化により共存共栄を図るという共通認識のもとに、63年覚書及び63年確認書を締結した。

ウ 63年覚書第3条の規定により、横浜市及び東急は、関係機関との調整のもとに野毛地区の振興策を実施することとされ、63年確認書第4条第2号で「新たな交通機関」として、望ましい都心部交通体系の検討を行い、日の出町から野毛地区を經由してみなとみらい21地区までを結ぶ新たな交通機関の導入を具体化することと、同条第11号で「廃線敷の利用」として、新たな交通機関が整備されるまで、暫定的に廃線敷を利用して横浜駅から桜木町駅までの間の交通手段を整備することとされた。

エ その後、平成15年11月に三者は15年確認書を締結しており、その中の「表1-3 今後実施していく事業 既に実施中で今後も継続する事業及び今後進めていく残された事業」では、新たな交通機関について「需要の動向等から長期の課題とし、代替として直行バスを運行（平成14年4月から土休日中心に100円バス運行開始済。運行について地元意見を聴取）。」とする一方、廃線敷の利用については、「東横線の廃線跡地（駅舎跡を含む）の利活用については、自転車も通れる遊歩道（案）を基本に検討する。」とし、暫定的な交通手段の整備に関する項目は削除された。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、東横線桜木町駅廃止に際し、63年覚書及び63年確認書で地元と

同意した「廃線敷を利用して交通手段を整備する」との条件に関連して、廃線敷を利用した交通手段について具体的に設計検討した内容の文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成していないか、作成した場合においても保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成21年2月6日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 新たな交通機関については代替のバスを運行しながら現在まで検討しており、「廃線敷を利用して交通手段を整備する」について検討する状況にはなかった。また、15年確認書により当該条項そのものが削除されたため、それ以降は検討を行っていない。

(イ) 非開示理由説明書に「交通手段の整備についても議論された可能性がある」と記述したのは、施設整備の方針を作成する際には通常複数の案を検討するため、遊歩道のほかに交通手段の整備についても検討した可能性があると考えたからであるが、実際に議論されたかどうかは分からない。検討にあたって調査委託をしたかどうか分からないのは、文書を廃棄する際にどの文書を破棄したか記録をする必要がなく、文書件名簿の保存期間も5年であるから当時どのような文書を作成したか分からないためである。また、委託の成果品が存在していたとしても機構改革に伴う執務室の移動の際に破棄したものと考えられる。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

63年確認書の内容から、廃線敷を利用した交通手段の整備は、新たな交通機関の具体化に時間を要した場合の対応とされている。本件異議申立ては、新たな交通機関がどのような検討状況にあったかが問題となるところ、15年確認書では、新たな交通機関について「需要の動向等から長期の課題とし、代替として直行バスを運行」とされ、「長期」とは「10年以降」とされていることが認められる。また、63年確認書では、新たな交通機関の整備時期が「みなとみらい21線開業以降」とされていることと考え合わせれば、新たな交通機関の具体化に時間を要していた状況であったとは断言できず、したがって、15年確認書を締結するまでの間は「廃線敷を利用して交通手段を整備する」という条項について具体的に設計検討する状況になかったとの実施機関の説明は不自然とまではいえない。さらに、15年確認書を締結した後は当該条項自体が削除されたことから、実施機関が廃線

敷を利用した交通手段の整備について検討を行わないとしても特段不自然ではない。申立人は、新たな交通機関について、平成2年の協議会において実現困難が指摘され、この条件は事実上消滅したと主張するが、仮にそのような指摘があったとしても、15年確認書が三者の合意として策定されていることから、新たな交通機関の実現可能性が消滅したと判断することはできない。また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

したがって、廃線敷を利用した交通手段の整備について具体的に設計検討すべき事由は存在しないので本件申立文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明に特段不合理な点はない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年12月4日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年12月11日 (第137回第一部会) 平成20年12月12日 (第139回第二部会)	・諮問の報告
平成20年12月19日 (第72回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成20年12月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年1月16日 (第73回第三部会)	・審議
平成21年2月6日 (第74回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年2月20日 (第75回第三部会)	・審議